松伏町ふるさと納税協力事業者募集要領

（目的）

第１条　この要領は、松伏町へのふるさと納税の推進を図るとともに、松伏町の魅力を広めることを目的とし、松伏町へふるさと納税を行った個人（以下「寄附者」という。）に対して、商品、サービス等（以下「商品等」という。）を提供する松伏町まちづくり応援寄附金推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力事業者）

第２条　事業の実施に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）として参加を希望する者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１）松伏町内に本店又は主たる事業拠点を有すること。

（２）町税の滞納がないこと。

（３）法令等に沿った生産・製造・販売を行っていること。

（４）提供する商品等が公序良俗に反していないこと。

（５）松伏町暴力団排除条例（平成２４年松伏町条例第１５号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は松伏町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成８年松伏町告示第７３号）第２条第６号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

（申請等）

第３条　協力事業者への申請は、松伏町ふるさと納税協力事業者参加申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、松伏町ふるさと納税協力事業者承認・不承認通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（商品等の提供）

第４条　協力事業者は、次の要件を満たしている商品等を提供するものとする。

（１）松伏町の魅力を伝えることのできるもの等であって、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

（２）松伏町で生産、製造又は加工されているもの、町内の原材料を使用しているもの、町内で販売されているもの等であること。

（３）品質及び数量の面において、安定的に供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定のものも可とする。

（４）必要とする書類の提出が可能であること。

（５）その他町長が必要と認めるものであること。

（承認内容の変更）

第５条　協力事業者は、承認を得た商品等について、その内容を変更しようとするときは、松伏町ふるさと納税協力事業者内容変更申請書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、松伏町ふるさと納税協

力事業者内容変更承認・不承認通知書（様式第４号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（辞退）

第６条　協力事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、松伏町ふるさと納税協力事業者辞退届出書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

（承認の取消し）

第７条　町長は、協力事業者又は商品等が事業にふさわしくないと認められる場合は、承認又は変更承認を取り消すことができるものとする。

２　町長は、前条の規定による届出又は前項の規定による事業への参加の取消しをした場合は、松伏町ふるさと納税協力事業者承認取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２８年２月１５日から施行する。